

## 保育認定(就労下限時間)の引き下げについて

### 1. 令和2年4月入所申込スケジュールについて

- 新規保育施設申込用紙配布 令和元年10月7日～
- 申込受付期間 令和元年11月18日～
- 入所決定時期 令和2年1月31日

### 2. 保育施設を利用できる要件について

①就労	1か月に <u>96時間以上</u> 就労
②妊娠、出産	産前産後8週間(多胎妊娠の場合は、産前14w産後8w)
③疾病等	保護者が疾病、もしくは負傷し又は心身に障がい
④介護等	同居親族の常時介護又は看護
⑤災害復旧	災害等
⑥求職活動	求職活動
⑦就学	就学
⑧虐待・DV	虐待やDV
⑨育児休業中	継続利用が必要な場合
⑩その他	市長が認めた場合

### 3. 本市の就労下限時間の状況について

現在、本市では子ども・子育て支援法施行規則に定められている、「1月において、48時間から64時間までの範囲内」ではなく、平成27年度から10年間の経過措置を適用し、就労下限時間を96時間以上としています。

### 4. 就労時間の下限について

平成25年12月時点で、厚労省が行った全国調査によると、就労時間の下限を月96時間としているのは、僅か1.2%です。就労下限時間を96時間としているのは、大阪府内で本市を含め、2市となっています。その他の市町村では48時間から64時間の就労下限時間を適用しているため、転入者等が求職活動中という扱いになり、本市の保育施設を利用し難しくなっています。

### 5. 令和2年度以降の就労下限時間について

保育料の無償化による影響と就労下限時間の引き下げが相まって、新規申込者数の増加が予想されますが、来年度の(仮称)ふじみ保育園の開設に伴い、待機児童の解消に一定の目途が立つものと考えられるため、就労下限時間を64時間以上に変更しようとするものです。